

■投資信託自動積立・投資信託定期解約規定

1 規定の適用範囲

この規定は、投資信託自動積立契約及び投資信託定期解約サービスに適用する事項について規定します。

2 投資信託自動積立契約の申込み

- (1) 投資信託自動積立契約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。
- (2) 前項の申込みがあったときは、買付申込日（前項の申込みの際に当行所定の書類に記入された買付日をいいます。以下同じとします。）の前営業日に指定振替金額（当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を買付申込日（取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日）に自動的に購入します。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する買付申込日は、当該申込みがあった日から起算して4営業日を経過した日以降の日とします。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。
- (3) 投資信託自動積立契約の申込みができる取扱商品は、当行所定の商品とします。
- (4) 第1項の申込みに係る取扱商品が、収益分配金再投資契約が可能なものである場合は、当行所定の手続により、投資信託自動積立契約及び収益分配金再投資契約の双方を締結していただきます。
- (5) 第1項の申込時点で、当該申込みに係る投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める投資信託口座をいいます。以下同じとします。）において、既に投資信託定期解約サービスを利用している商品は、投資信託自動積立契約の開始年月が、投資信託定期解約サービスの終了年月の翌月以降である場合に限り、当該申込みの対象とすることができます。

3 投資信託定期解約サービスの申込み

- (1) 投資信託定期解約サービスの申込みをしようとするときは、保有する取扱商品の中から投資信託定期解約サービスを利用するものを指定し（以下指定した取扱商品を「対象投資信託」といいます。）、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) 前項の申込みがあったときは、解約申込日（前項の申込みの際に当行所定の書類に

記入された解約日をいいます。以下同じとします。)に投資信託総合取引規定第11条(解約の取扱い)の申込みがあったものとして解約の申込みを受け付けします。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する解約申込日は、当該申込みがあった日の翌営業日以降の日とします。

- (3) 対象投資信託とできる取扱商品は、当行所定のものに限りします。
- (4) 第1項の申込時点で、当該申込みに係る投資信託口座において、既に自動積立設定が成立済みの取扱商品は、投資信託定期解約サービスの開始年月が、投資信託自動積立契約の終了年月の翌月以降である場合に限り、対象投資信託とすることができます。

4 投資信託自動積立の買付申込日、買付終了年月及び指定振替金額

- (1) 買付申込日は、毎月1回でお客さまが指定する日とします。
- (2) 買付申込日が、日曜日、土曜日若しくは休日(1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。次条及び第6条において「日曜日等」といいます。)に当たる場合は、その翌営業日を買付申込日として取り扱います。
なお、買付申込日が暦にない月においては、当該月の末日を買付申込日として取り扱います。
- (3) 投資信託自動積立契約に係る買付けの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。
- (4) 指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を指定することはできません。
- (5) 前項にかかわらず、指定振替金額は、毎年2回以内でお客さまが指定する月において、前項の指定振替金額より千円単位で増額することができます。

5 投資信託定期解約サービスの解約申込日、終了年月及び指定解約金額

- (1) 解約申込日は、毎月1回又は隔月1回の頻度(第8条において「解約タイミング」といいます。)でお客さまが指定する日とします。
- (2) 解約申込日が、日曜日等に当たる場合は、その翌営業日を解約申込日として取り扱います。なお、解約申込日が暦にない月においては、当該月の末日を解約申込日として取り扱います。
- (3) 投資信託定期解約サービスの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。
- (4) 指定解約金額(第3条第1項の申込みの際に当行所定の書類に記入された解約に係る解約金額をいいます。以下同じとします。)は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を指定することはできません。
- (5) 解約申込日における対象投資信託の残高が指定解約金額よりも少ない場合は、残る全ての対象投資信託の残高が解約されます。

6 投資信託自動積立の現在高不足時の取扱い

- (1) 指定振替金額の払戻しの際、決済口座の現在高(証券等(その表示する金額により決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。))による預入に係

る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのもの、総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付けに係るもの及び当行所定の取扱いに係るものを除きます。）が当該指定振替金額に満たないときは、取扱商品の購入は行わないものとします。この場合、当行からお客さまへ購入が行われなかったことを通知しません。

- (2) 指定振替金額の払戻しにおいて、複数の投資信託自動積立契約に係る複数の払戻しを同一日に行う場合において、その指定振替金額の合計額が払戻日の決済口座の現在高を超えるときは、いずれの払戻しを優先するかは当行の任意とします。本項の取扱いによって生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第12条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。

7 取引内容の報告等

- (1) 投資信託自動積立契約に係る取扱商品の購入については、取引報告書を発行せず、取引残高報告書に記載するものとします。
- (2) 対象投資信託の解約については、取引報告書及び取引残高報告書に記載するものとします。

8 届出事項の変更

- (1) 投資信託自動積立契約又は投資信託定期解約サービスに係る届出事項の変更をしようとするときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) 買付申込日、指定振替金額及び投資信託自動積立契約に係る買付けの終了年月の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する買付申込日（買付申込日を変更する場合は変更後の買付申込日とします。）から変更します。なお、届出の内容等によっては、月に一度も買付けされない場合があります。
- (3) 投資信託定期解約サービスの解約申込日、終了年月、指定解約金額及び解約タイミングの変更は、届出があった日の翌営業日以降最初に到来する解約申込日（解約申込日を変更する場合は変更後の解約申込日とします。）から変更します。なお、届出の内容等によっては、月に一度も解約されない場合があります。

9 投資信託自動積立契約及び投資信託定期解約サービスに係る取扱いの停止

- (1) 当行は、投資信託自動積立契約及び投資信託定期解約サービスに係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止することがあるほか、次のやむを得ない事情により一時的に停止することがあります。
 - ① 取扱商品に係る投資信託委託会社が、財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。
 - ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が投資信託自動積立契約又は投資信託定期解約サービスに係る取扱いを提供できないとき。
 - ③ その他当行がやむを得ない事情により投資信託自動積立契約又は投資信託定期解約サービスに係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。

- (2) 前項第2号について、投資信託自動積立の取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、買付けの申込みの受付けを中止した場合又は買付けの申込みの受付けを取り消した場合は、お客さまからの買付けの申込みは不成立となりますが、払戻金は当行がお預かりし、当該日以降最初に買付けが可能となった日に、お客さまからの買付けの申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社に買付けの申込みを行います。
- (3) 第1項第2号について、投資信託定期解約サービスの取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、解約の申込みの受付けを中止した場合又は解約の申込みの受付けを取り消した場合は、お客さまからの解約の申込みは不成立となりますが、当該日以降最初に解約が可能となった日に、お客さまからの解約の申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社に解約の申込みを行います。

10 投資信託自動積立契約の解約

- (1) 投資信託自動積立契約を解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) 前項の解約の申出は、買付申込日の4営業日前までに行ってください。
- (3) 一定期間この規定に基づく決済口座からの払戻しがない投資信託自動積立契約は、これを解約させていただくことがあります。
- (4) 次の一にでも該当する場合には、当行はいつでも投資信託自動積立契約を解約することができるものとします。
 - ① お客さまが、決済口座又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座を解約したとき。
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき。
 - ③ 当該投資信託が償還されたとき。
 - ④ やむを得ない事情により当行が解約を申し出たとき。
- (5) 前条の規定により、当行が投資信託自動積立契約に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止したときは、第1項の解約の申出があったものとみなします。

11 投資信託定期解約サービスの解約

- (1) 投資信託定期解約サービスを解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) 前項の解約の申出は、解約申込日の前営業日までに行ってください。
- (3) 次の一にでも該当する場合には、当行はいつでも投資信託定期解約サービスを解約することができるものとします。
 - ① お客さまが、決済口座又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座を解約したとき。
 - ② 解約申込日の前営業日時点で、対象投資信託の残高が0円のとき。
 - ③ お客さまについて相続の開始があったとき。

- ④ 当該投資信託が償還されたとき。
 - ⑤ やむを得ない事情により当行が解約を申し出たとき。
- (4) 第9条の規定により、当行が投資信託定期解約サービスに係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止したときは、第1項の解約の申出があったものとみなします。

12 免責事項

次の事由により生じた損害については、当行等は責任を負いません。

- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。
- ② 前号の事由により、決済口座への入金が遅延したとき。
- ③ 当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。
- ④ 当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。
- ⑤ 電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。

13 規定の適用

投資信託自動積立契約及び投資信託定期解約サービスに係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定の規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

11 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019年5月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 投資信託自動積立契約が2013年5月7日から2019年5月6日までに締結されたものである場合、第3条の適用にあたっては、当該契約の申込みに係る書類に記載された引落日の翌営業日を「買付申込日」とします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2026年1月5日から実施します。